

南房総市議会議長交際費の支出及び公開に係る基準

(趣旨)

第1条 この基準は、議長交際費の支出の透明性を確保するため、議長交際費の支出及びその公表に関し、必要な事項を定めるものとする。

(支出基準)

第2条 議長交際費の支出は、議長が議会を代表して行う外部との交渉または交際に要する経費とし、次に掲げる区分のとおりとする。

区 分	内 容	金 額
会 費	会費制の各種行事への出席に係る支出	案内状等にある会費相当額
祝 金	総会・式典・祝賀会等に対する祝金 (飲食を伴わない場合は、支出しない)	10,000円以内
賛助金 激励金	公益性があり、議会の運営に資すると認められる行事等に対するもの	10,000円以内
見舞金	病気・災害・事故等に対する見舞い	10,000円以内
弔慰金	香典または供物等	10,000円以内
その他	交流・交渉等のための接待費・土産代・記念品代など	社会通念上妥当と認められる範囲内の金額。

2 この基準は、社会規範の変化等に応じて適宜見直しを行うものとする。

(支出状況の公開)

第3条 交際費の支出状況は、南房総市議会議長交際費支出状況(別記様式)により市のホームページで公開する。

2 前項の公表は、当月分を翌月の20日(休日の場合は翌日)までに行うものとする。

3 見舞金については、支出の相手方が特定できる部分は公表しないものとする。

4 支出の相手方のプライバシー保護に配慮を要するとき、議会運営に係る交渉等の遂行に支障をきたすときは、情報の一部を公表しないこととする。

附 則

この基準は、平成24年5月18日から施行する。

